

平成 28 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 ウェルシアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 水野 秀晴
(コード番号 3 1 4 1 東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員IR担当 中村 壽一
(TEL. 0 3 - 5 2 0 7 - 5 8 7 8)

「株式付与 E S O P 信託」の導入に関するお知らせ

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、グループ子会社の更なる発展により、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」という。)の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P 信託導入の目的

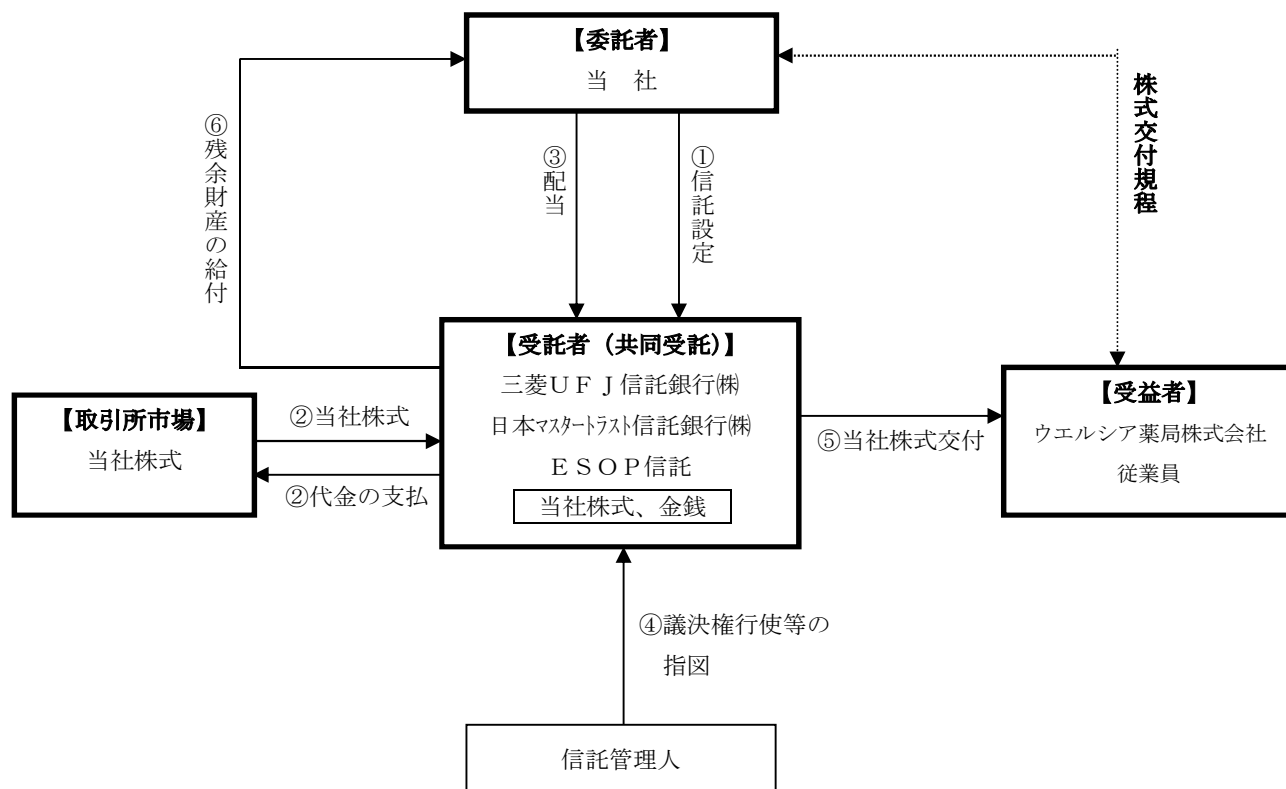
当社は、当社子会社であるウェルシア薬局株式会社の執行役員および幹部職員(以下「従業員」という。)の約2年間の子会社再編等の労に報いるとともに、幹部職員として、業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚につなげることで、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした従業員インセンティブ・プランとして、E S O P 信託を導入します。

2. E S O P 信託の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定めるウェルシア薬局株式会社の株式交付規程(以下「交付規程」という。)に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。その後、当該信託は、交付規程に従い、信託期間中の従業員の等級等に応じた当社株式を、在職時に従業員に交付します。

3. E S O P信託の仕組み



- ①当社は受益者要件を充足するウエルシア薬局株式会社の従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ②E S O P信託は上記①の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、取引所市場から予め定める取得期間内に取得します。
- ③E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑤ウエルシア薬局株式会社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす従業員に、当社株式を交付します。
- ⑥E S O P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足するウエルシア薬局株式会社の従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、E S O P信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

※本信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成25年12月25日に公開した実務対応報告第30号に準じて会計処理します。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	受益者要件を充足するウエルシア薬局株式会社の従業員に対するインセンティブ付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	ウエルシア薬局株式会社の従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成28年4月21日
⑧信託の期間	平成28年4月21日～平成30年8月（予定）
⑨制度開始日	平成28年4月25日
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の総額	122,500,000円
⑬株式の取得日	平成28年4月22日～平成28年5月20日
⑭株式の取得方法	取引所市場より取得

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社はESOP信託の受託者となり信託関連事務を行います。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。

以 上